

「財産評価基本通達」の一部改正(案)の概要

相続税等の財産評価の適正化を図るため、財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）について、以下の改正を予定しています。

1 広大地の評価（評価通達20 - 2、24 - 4ほか）

- (1) 地積規模の大きな宅地の評価を新設し、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価することとします。

（注）市街地農地等の評価における「宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」についても、同様に評価します。

なお、これに伴い、広大地の評価を廃止します。

- (2) 地積規模の大きな宅地の判定について、地区区分や都市計画法の区域区分等を基にすることとし、適用要件を明確化します。

2 株式保有特定会社の株式の評価（評価通達189、189 - 3ほか）

株式保有特定会社（保有する「株式及び出資」の価額が総資産価額の50%以上を占める非上場会社をいいます。）の判定基準に「新株予約権付社債」を加えることとします。

3 適用時期

上記1及び2については、平成30年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとします。